

# 万町町民会館 使用規程

万町町民会館 管理運営委員会

## 第1条 目 的

この規程は、万町町民会館(以下「会館」という。)の使用について必要な事項を定め、受益者負担の原則に伴い、会館の円滑な運営を定めるものとする。

## 第2条 会 館

この規程による会館とは、次のとおりとする。

- (1) 会館建物
- (2) 会館内に設置されている町内会所有の設備および備品
- (3) 会館敷地内の駐車場および緑地帯

## 第3条 使用者の範囲

会館を使用できる者は、町内会会員(以下「会員」という。)および町内会が認めた会員で構成する団体に限る。ただし、町民会館管理運営委員会(以下「委員会」という。)の使用承認を得た場合は、この限りではない。

2 会館の使用目的は次のとおりとする。

- (1) 町内会の総会および役員会等、町内会が主催する事業に関すること。
- (2) 町内会が認めた会員で構成する団体が主催する事業に関すること。
- (3) 会員相互の福祉の増進や親睦を図ることを目的とする行事に関すること。
- (4) 会員が必要とする冠婚葬祭等の行事に関すること。
- (5) その他、委員会が承認した行事に関すること。

## 第4条 使用時間

会館の使用時間は、原則として午前 8 時から午後 10 時までとする。ただし、委員会の承認を得た場合は、この限りではない。

## 第5条 使用料

会館を使用する者は、別表 1 に定める使用料を納付しなければならない。ただし、会員が公共的活動に使用する場合は無料とする。

- 2 使用料は、使用しようとする日の前日までに納付しなければならない。
- 3 その他、委員会が適当と認めた場合は、使用料を減額することができる。

## 第6条 使用申請

会館の使用計画がある者は、原則として使用予定日の3日前までに別表に定める申請書に必要事項を記入のうえ、委員会ら提出しなければならない。ただし、委員会が承認した場合は申請行為を省略することができる。

## 第7条 使用許可

委員会は、前条の申請が適当と認めたときは、使用許可証を交付する。ただし、委員会が承認した場合は交付を省略することができる。

2 会館駐車場の使用許可については、前項の使用許可証と併せて駐車許可証を交付する。

## 第8条 使用許可の制限

委員会は、会館を使用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱したり、風俗を害する恐れのあるとき、または周囲に迷惑をかける可能性のあると認めるとき。
- (2) 会館の施設、設備および備品を汚損、破損する恐れがあると認めるとき。
- (3) 管理上、支障があると認めるとき。
- (4) その他、委員会が不適當と認めるとき。

## 第9条 使用許可の取り消し等

委員会は、会館の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の取り消し、または使用を制限もしくは中止させることができる。

- (1) 使用規程に違反したとき。
- (2) 第8条に定める事由が生じたとき。
- (3) そのた、管理上に支障があると認められるとき。

2 前項の措置により使用者に損害が生じても、その責任を負わない。

#### 第10条 使用許可の取り消し申請

使用者がその使用を取り消しするときは、第7条の規程により交付された許可証を添えて委員会に申し出なければならない。

#### 第11条 目的外使用の禁止

使用者は、使用許可を受けた目的以外に使用し、または使用の権利を譲渡、もしくは転貸してはならない。

#### 第12条 使用料の納付

会館の使用料は全額前納とし、第7条の使用許可証の交付時に支払わなければならない。

#### 第13条 使用料の還付

既納の使用料は原則として還付しない。ただし、第9条および第10条の規程に基づく使用取り消しがあった場合は、使用料の一部または全額を還付することができる。

#### 第14条 使用者の義務

使用者は、常に善良な管理者としての注意をもって会館を使用しなければならない。

2 使用者は、会館の使用が終了したときは、直ちに原形に復し、火災予防等に留意し整理整頓、清掃のうえ施錠しなければならない。

3 第9条第1項による使用許可の取り消し、制限、中止を受けたときも同様とする。

4 使用者は同条の第2項に限らず、その他の指示があるときは委員会に従うこと。

#### 第15条 損害の賠償

使用者は、施錠または設備を汚損および破損もしくは滅失したときは、これを原形に復し、かつ委員会が必要と認める場合は損害を賠償しなければならない。

## 第16条 規程の変更

この規程は委員会において委員の三分の二以上の議決を得、かつ町内会役員会の承認を受けなければ変更することは出来ない。

## 第17条 その他

その他、この規程に定めない事項については、委員会が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成 20 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日に一部改訂する。

この規程は、平成 25 年 5 月 1 日に一部改訂する。

この規程は、平成 28 年 5 月 7 日に一部改訂する。